

連帯保証人になられる方へ

- 十和田市奨学金制度は、学資を貸与し、卒業後に返還してもらう制度です。

奨学金の貸与を受ける方（奨学生）が返還を怠った場合、または何らかの理由により返還ができなくなった場合は、連帯保証人の方に返還していただくことになります。

なお、連帯保証人には、奨学生と同等の債務責任を負います。

- 連帯保証人になることができる方は、原則として次の条件を備えた方となります。

- 1 本市に住民登録を有している成人であること。
- 2 1人は申請者の保護者とし、他の1人は独立の生計を営む者であること。
- 3 奨学金の返還の責めを負うことができること。

- 連帯保証人の方は、貸与が始まる前には申請書や誓約書、貸与終了後には借用証書に署名押印をしていただきます。なお、申請書や借用証書の提出の際には、印鑑登録証明書の添付を必要とします。

- 「奨学金貸与申請書」の記載内容に誤りがないことを確認のうえ、署名押印をお願いします。

【問い合わせ先】

十和田市教育委員会 教育総務課庶務係

電話：0176-58-0195